

福島県ばんだい荘あおば指定管理者仕様書

福島県ばんだい荘あおば（以下「ばんだい荘あおば」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等はこの仕様書による。

1 趣旨

本仕様書はばんだい荘あおばの指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 設置目的

主に知的障がい者に対して、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、その他の支援を行うことを目的とする。

3 施設の概要

- (1) 施設の種類 障害者総合支援法第5条第11項に基づく「障害者支援施設」
(平成25年4月～)
- (2) 所在地 耶麻郡猪苗代町大字長田字西五十滝3967番地1
- (3) 敷地面積 21,498.35㎡ ※1
- (4) 建物の概要
 - ア 構造 鉄筋コンクリート2階
 - イ 延床面積 5,498.56㎡ ※2
 - ウ 附属建物 機械室7.04㎡ 倉庫16.8㎡ ※3
 - エ 開設時期 平成11年4月（建築時期 平成10年10月）
- (5) 入所定員
 - ア 施設入所支援 60名
 - イ 生活介護、自立訓練、就労移行等 計60名

※1 ばんだい荘わかばと同一敷地

※2 ばんだい荘わかばと併設のため合算

※3 ばんだい荘わかばと共有

4 入所者の概要

入所者の状況に関する資料は、募集説明会において配付します。

5 指定管理者が行う業務

- (1) 施設運営に関する業務

障害者総合支援法第5条第11項に基づく「障害者支援施設」として、障がい者に対して、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、その他の支援を行うことを目的とする。

なお、運営に当たっては、障害者総合支援法、障害者総合支援法施行令、障害者総合支援法規則、「障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」その他関係法令を遵守するとともに、「障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」その他関係通知等の内容を満たすものであること。

(2) 利用料金の徴収に関する業務

市町村及び入所者に対し、利用料金を請求し収納すること。

(3) 維持管理に関する業務

施設、設備及び備品の維持管理を適切に行い、保守管理に関する業務及び維持修繕に関する業務を行うこと。

ア 保守管理に関する業務

(ア) 施設の保守管理

建物、附属施設については、定期的に点検を行い、異常箇所を早期に発見すること。

(イ) 設備の保守管理

給排水設備、電気設備等は、日常点検、法定点検、定期点検を行うこと。

(ウ) 備品等の保守管理及び帰属

a 指定管理者は善良な管理者の注意をもって備品リストの備品を使用し、またいつでも使用できるように良好な状態に保つものとする。

b 指定管理者が専ら施設での利用に供するために新たに備品（一件あたりの取得費用が10万円以上の物品）を取得する場合は、費用負担、所有権の帰属先についてあらかじめ県と協議すること。

c 施設の事業運営に支障をきたさないよう必要な物品を適宜購入し、適切に更新、管理を行うこと。

(エ) 植栽の管理

敷地内の植栽については、美観の保持、利用者の安全等の観点から適切に管理すること。

(オ) 保守点検業務

a 消防設備保守点検

有資格者による電設業者が点検、点検仕様に準ずる。年2回

b 電気保安業務

電気事業法に基づく電気保安業務

c 防火扉設備点検

消防設備点検時に実施。点検仕様に準ずる。年2回

d 玄関自動ドア点検

メーカー点検、整備仕様に準ずる。年3回

e 汚水処理施設保守

- 設備業者による浄化槽維持管理（スカム抜き含む） 月 1 回
- f エレベーター保守点検
メーカー点検、整備仕様に準ずる。月 1 回
- g 地下タンク漏洩検査
重油タンクの漏洩状況点検 年 1 回
- h 浄化槽法定検査
BOD測定 年 1 回
- i 真空ヒーター・バーナー清掃点検
ボイラー清掃点検 年 1 回
- j 建築基準法第 1 2 条に基づく建築物等の定期点検
(a) 建築基準法第 1 2 条第 2 項に基づく点検
(b) 建築基準法第 1 2 条第 4 項に基づく点検
- k 簡易専用水道施設検査
貯水槽清掃時に実施。年 1 回
- l 浴場施設の水質検査
レジオネラ属菌水質検査 年 1 回

イ 維持修繕に関する業務

(ア) 施設の維持

日常的な清掃に加え、定期的に下記の清掃を行い、安全で快適な環境を維持すること。

- a ねずみ・害虫駆除
厨房のねずみ・害虫駆除 月 1 回
- b 煤煙濃度測定
ボイラー煙突からの煤煙測定 年 2 回。
- c 貯水槽清掃
年 1 回
- d フードグリスフィルター清掃
年 1 回
- e 空調・換気扇清掃
年 1 回
- f 貯水槽清掃
年 1 回

(イ) 施設、設備及び備品の修繕

施設、設備及び備品の修繕は指定管理者が実施する。

なお、1 件あたりの予定価格の額が 2 5 0 万円を超える大規模な修繕については、別途協議すること。

(ウ) 施設及び設備の改良・改修

施設及び設備の改良、改修については、別途協議すること。

(4) 個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講ずること。

(5) 人材育成

指定管理者の業務に従事する者に対し、業務上必要とする研修、教育を実施し、施設運営に支障をきたさないよう万全を期するものとする。

(6) 防災体制の強化

防災関係の器具機材等の点検整備に努め、ばんだい荘わかば、関係機関及び地域住民等と連携をとり、防災体制を構築すること。

(7) 利用者の事故防止

施設内外における利用者の事故の未然防止と無断外出の防止を徹底すること。

(8) ボランティア・視察等の受入

ボランティア、視察、学生実習、職員研修等の受入を積極的に行うこと。

(9) 情報公開

指定管理者が業務の遂行にあたり作成し、又は取得した文書等で、指定管理者が管理しているものについては、情報の公開に関し必要な措置を講ずること。

(10) 文書の管理・保存

指定管理者が業務の遂行にあたり作成し、又は取得した文書等は、適切に管理、保存すること。

(11) 入所者の状況等に関する統計

施設の入所者の状況等について、毎月、毎年度集計し、県に報告すること。

(12) その他

ア 給食業務について

隣接する猪苗代支援学校についても、給食を提供すること。

猪苗代支援学校等に対し、給食業務の負担金を請求し収納すること。

イ 除雪について

冬期間は、隣接する猪苗代支援学校の敷地と合わせて除雪を行うこと。除雪費用については、猪苗代支援学校とばんだい荘両方で負担すること。

ウ 福祉避難所の設置運営について

県または市町村からの福祉避難所の設置避難所の設置運営に積極的に協力すること。